

⇨ 間接補助金で取得した固定資産

Q : 間接交付した補助金で固定資産を取得しましたが、この固定資産は圧縮記帳をすることができますか？

A : 一定の場合にはできます。

【解説】

間接交付による補助金で固定資産を取得した場合の圧縮記帳は、次のように取り扱われています。

1. 補助金交付団体を経由して間接交付される場合

次の要件を満たす場合は圧縮記帳が認められます。

- ① 国等からの補助金等を財源としていること
- ② 補助金等の交付決定に、補助金交付財団の裁量が入るものでないこと
- ③ 国等の監督の下に交付されるものであること
- ④ 国等から交付された補助金等が遅滞なく対象法人に交付されるものであること

2. 補助金交付団体を経由して間接交付される場合

上記の要件に加えて、次の要件を満たす場合に圧縮記帳が認められます。

- ① 補助金交付団体に支払われる補助金等のうち、対象法人に交付する補助金部分と補助金交付団体の事務費部分とが区分されていること
- ② 基金における資金の出入りを粉に等が確実に管理していること
- ③ 基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は、事務費等にしか充てることができない規程になっていること

